

(様式 6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号		担当課	漁政課又は水産課
法令名	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	根拠条項	10-4	不利益処分の種類	届出採捕者又は取扱事業者に対する勧告に係る命令		

○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年12月1日号外法律第719号）
（勧告及び命令）

第十条 農林水産大臣は、届出採捕者が第四条の規定を遵守していないと認めるときは、当該届出採捕者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者が第五条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第六条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項、第八条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が第七条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

4 農林水産大臣は、第一項に規定する勧告を受けた届出採捕者、第二項に規定する勧告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者又は前項に規定する勧告を受けた特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該届出採捕者、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者又は当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（権限の委任等）

第三十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（令和4年1月13日政令第18号）
（都道府県が処理する事務）

第二条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第八号及び第九号に掲げる事務（特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。以下この項において同じ。）を除く。）であってその主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域特定第一種水産動植物等取扱事業者」という。）又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者であって特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を一の都道府県知事が設定した知事管理区分（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第二項第二号に規定する知事管理区分をいう。）のみにおいて行うもの（以下「地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」という。）が行う特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係るものにあつては、法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四（略）

五 法第十条第一項又は第二項の規定による前二号に定める都道府県知事の勧告に係る同条第四項の規定による命令（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該都道府県知事の管轄する都道府県の区域内のみにある者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

六 法第十条第二項又は第三項の規定による勧告及び当該勧告に係る同条第四項の規定による命令（地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

七～九（略）

2～8（略）